

長野小学校 P T A 会則

第1章 名 称

- 第1条 この会は、河内長野市立長野小学校 P T A という。（以下本会といふ）
- 第2条 本会は、事務所を河内長野市立長野小学校に置く。
- 第3条 本会は、河内長野市PTA連絡協議会の会員となる。

第2章 目的及び活動

- 第4条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。
 1. よい保護者、よい教職員となるように努める。
 2. 家庭と学校との緊密な連携によって児童の生活環境をよくする。
 3. 会員はお互いに教養を高め親睦をはかる。
 4. 各地区と学校の連絡調整を行う。
 5. その他、本会の目的に沿った活動をする。

第3章 方 针

- 第6条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
 1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく活動する。
 3. 営利を目的とする事なく活動する。
 4. 本会又は本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 5. 学校の人事その他管理には干渉しない。
 6. 教育行政には干渉しない。

第4章 会 員

- 第7条 本会の会員となり得るものは次のとおりである。
 1. 長野小学校に在籍する児童の保護者又はこれに代わる者。
 2. 長野小学校に勤務する教職員。
 3. 本会の趣旨に賛成し協力する者。

但しその年度の運営委員会で承認によって決定される。

- 第8条 本会への入会および退会について
 1. 本会の入会にあたっては、加入申込書により、入会の同意を得る。卒業もしくは転出時まで会員とする。
 2. 本人の意思によって、文書による退会の申し出があった場合には、これを妨げない。

第5章 個人情報について

- 第9条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「長野小学校 P T A 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第6章 経 理

- 第10条 本会の会員は次のとおり会費を納める。
 1. 会費は一家庭月額1口（300円）を単位とする。
 2. 会員は一家庭1口以上を負担する。
 3. 家庭の事情により役員会の承認により会費を免除することができる。
 4. 会費の徴収については、本会と長野小学校間のP T Aの事務に関する委任契約に基づき、学校に委任する。
 5. 会員の退会が月途中であっても日割り返金は行わない。
退会後は会費に対し一切の権利を有さない。

- 第11条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

- 第12条 本会の活動に要する経費は前条の会費および寄付金その他の収入によって支弁する。

- 第13条 本会の経理は第2章の目的および活動のために総会において議決された予算に基づいて支弁する。

- 第14条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

- 第15条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 役 員

- 第16条 本会の役員は次のとおりである。

1. 会長1名、副会長3名以内、書記3名以内（内1名は教職員）、会計3名以内（内1名は教職員）
2. 役員は、他の役員および会計監査委員を兼ねることができない。

- 第17条 役員は指名委員会が推薦し、本人の同意と総会の承認を得て決定される。

- 第18条 役員の任期は1年とする。但し同じ役員の職については1回に限り再任を妨げない。役員は引き続いで他の役員に選任されることができる。但し役員の職にあることが連続して4年を越えてはならない。
なお第16条第1項内の教職員については、この限りではない。

- 第19条 会長は次の職務を行なう。

1. 総会および運営委員会を招集する。
2. 他の役員および校長の意見を聞いて常設委員会の委員長を委嘱する。
3. 運営委員会の承認を得て臨時委員会の委員長を委嘱する。
4. 会長はすべての集会・会議に出席して意見を述べることができる。

- 第20条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- 第21条 書記は次の職務を行なう。

1. 総会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要な事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従って本会の庶務を行なう。

- 第22条 会計は次の職務を行なう。

1. 総会が決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理する。
2. 年度末総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
3. 本会の財産を管理する。
4. 予算の立案について協力する。

第8章 会計監査委員

- 第23条 本会の経理を監査するために2名の会計監査委員を置く。

- 第24条 会計監査委員会は、指名委員会が推薦し、本人の同意と総会の承認を得て決定される。

- 第25条 会計監査委員会は必要に応じ隨時会計監査を行うことができる。

- 第26条 会計監査委員の任期は1年とする。

第9章 役員・会計監査委員候補者指名委員会

- 第27条 役員、会計監査委員の候補者を指名するときには役員、会計監査委員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を置く。
- 第28条 指名委員会の委員の数と選出の方法は細則で規定する。
- 第29条 指名委員会の委員はその任務を終了したときに解任される。

第10章 総 会

- 第30条 総会は会員をもって構成されこの会の最高議決機関である。
- 第31条 総会は定期総会および臨時総会とする。
- 定期総会は役員および会計監査委員の選出決算報告予算審議のために開く。
- 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時または会員の10分の1以上の要求があった時に開く。
- 第32条 総会は出席者と委任状の提出者を合わせて会員の現在数の5分の1以上にならなければ議事を開き議決することはできない。
- 第33条 総会の議事は委任状を含め会員の過半数で決する。

第11章 運営委員会

- 第34条 運営委員会の構成は次のとおりとする。
1. 役員
 2. 監査委員
 3. 顧問
 4. 学校長および必要のある教職員
 5. 各委員会の委員長、副委員長および必要のある委員
- 第35条 運営委員会は役員、常置委員会、臨時委員会の権限以外の事務を処理し会の運営をはかる。
- 第36条 運営委員会は会長もしくは構成員の4分の1以上の要求があった時にこれを開く。
- 第37条 運営委員会は委員の現在数の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。
- 第38条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第12章 常置委員会および臨時委員会

- 第39条 本会の活動に必要な事項について研究立案するために常置委員会および臨時委員会を設けることができる。常置委員会および臨時委員会について必要事項は細則で定める。

第13章 顧 問

- 第40条 本会に顧問をおくことができる。

第14章 細 則

- 第41条 本会の運営に関し必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
- 第42条 運営委員会は細則を制定または改廃した場合はその結果を総会において報告する。

第15章 会 員 名 簿

- 第43条 本会は、会員名簿を発行する。但し、記載は氏名のみとする。

第15章 改 正

- 第44条 この会則は総会において委任状を含め会員の現在数の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

(附則)

この会則は昭和36年4月1日より施行する
昭和40年4月1日一部改正
昭和41年4月1日一部改正
昭和44年4月1日一部改正
昭和50年4月1日一部改正
昭和56年4月1日一部改正
平成9年4月1日一部改正
平成28年5月17日一部改正
令和元年5月14日一部改正

第1章 指名委員会について

第1条 指名委員会は、次のとおりとする。

- ①役員 2名
- ②各地区委員 各地区1名
- ③教職員 3名

第2条 指名委員会の正、副委員長は指名委員の互選によって選出する。

第3条 各地区から推薦された者の中から協議の上、役員及び会計監査委員の候補者を選出し、本人の内諾を得て決定する。

第2章 常置委員会について

第4条 1. 常置委員会は、次のとおりとする。

- ①学年委員会
- ②地区委員会
- ③購買委員会

2. 正副委員長の選出については、2年連続で互選されない。ただし、立候補の場合はその限りではない。

3. 地区委員の正副委員長は、各地区での担当となるため、2の規定は適用しない。

第5条 学年委員会の主な活動は次のとおりとする。

- ①学校と家庭間の連絡、意見交換等の調整。
- ②会員相互の教養の向上に努める活動。
- ③PTA活動状況を会員に知らせる活動。
- ④学校保健の充実に関する活動。
- ⑤その他、児童の教育環境向上を推進する活動。

第6条 地区委員会の主な活動は次のとおりとする。

- ①各地区内の生活指導。
- ②危険箇所の改善指導。
- ③PTA活動の啓発活動。
- ④その他、各地区会員相互の連絡を図る活動。

第7条 購買委員会の主な活動は次のとおりとする。

- ①購買部の設置、運営にかかる事務。（運営ボランティアとの連絡調整含む）
- ②児童の学習用具購入の便を図る事業。

第8条 次年度の各委員会の委員数は、運営委員会において別表1を参考に各地区の世帯数や活動の規模を勘案し決定する。

第9条 1. 次年度の学年委員は、新年度の早い時期に各学年を単位として選出する。
2. 学年委員及び購買委員の選出は立候補を原則とし、立候補多数または立候補が前条で定めた委員数に満たない場合は学校長立ち会いの下、会長が抽選で選出する。
3. 学年委員においては各学年委員数と同数の補欠者を選出し、欠員が発生した場合は補欠順位に従って補充ができる。
4. 第2項で用いる抽選名簿は各学級で作成し、別表2に該当する者を対象から除外する。

第10条 1. 購買委員の任期は2年とし、次年度の購買委員は新年度の早い時期に選出する。
2. 購買委員の選出は立候補を原則とし、立候補多数の場合は学校長立ち会いの下、会長が抽選で選出する。

第11条 次年度の地区委員の選出方法は地区委員長に一任する。

第12条 購買部の運営補助者として、運営ボランティアを募集することができる。

第3章 臨時委員会について

第13条 臨時委員会は、会長が必要と認めた場合に設置する。

第4章 慶弔規定

第14条 慶弔規定を別に定める。

第5章 改正

第15条 この細則は、運営委員会が必要と認めたとき又は会員の10分の1以上の要求があった場合、運営委員会出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することが出来ない。

第16条 改正があった場合、その結果を総会において報告する。

平成16年1月2日 一部改正

平成22年4月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成30年4月1日 一部改正

令和元年5月14日 一部改正

令和3年4月15日 一部改正

別表1 (第8条)
・学年委員、補欠者
→それぞれ各学年の学級数の2倍の数

- ・地区委員
→各地区的児童数を勘案
- ・購買委員
→6名程度で毎年半数を改選（任期2年）

別表2 (第9条4項)
・役員、委員を3回以上経験した者
・新年度役員候補者、新年度地区委員内定者
・各常置委員に立候補している者
・きょうだいの学年で立候補している者

PTA慶弔規定

R. 元. 5改正

河内長野市立長野小学校PTA

【見舞の部】

1. 児童及び学校職員

児童又は学校職員が7日以上入院した場合、3,000円の見舞金を贈る。

【弔慰の部】

1. 児童又は保護者

児童又は保護者が死亡した場合、供花と5,000円の香料を贈る。

連絡：役員と該当学級、地区委員

2. 学校職員

本人又は配偶者・親・子が死亡した場合、供花と5,000円の香料を贈る。

連絡：役員と学級委員

【慶祝の部】

1. 学校職員

転退職の場合、役員協議の上記念品を贈る。

【その他】

1. 他団体の慶弔については、その都度役員協議の上決定する。

但し緊急を要する時は、事後承諾を得ることができる。

2. その他役員会において必要と認めた場合、その都度役員協議の上決定する。